

## 戸籍システムに関する検討課題

(前注) この資料は、戸籍システム検討ワーキンググループ（以下「本ワーキンググループ」という。）において今後検討すべき課題等についてフリートーキングをする際の参考とするために作成したものである。以下においては、戸籍法を「法」、戸籍法施行規則を「規則」、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を「番号法」という。

### 1 戸籍制度と事務の処理について

#### (1) 各種手続における戸籍謄本等の提出（参考資料1参照）

戸籍制度は、人の親族的な身分関係を登録・公証することを目的とする制度であるところ、戸籍によって登録・公証される身分関係の主なものとして、氏名、男女の別、出生及び死亡に関する事項のような本人自身に関する事項や、親子関係、夫婦関係のような他者との基本的な身分関係に関するもののほか、親権者や未成年後見人などの法定代理人に関する事項（注1）、推定相続人の廃除のような相続に関する事項等がある。

また、戸籍謄本等（除かれた戸籍に係るもの並びに抄本及び記載事項証明書を含む。以下同じ。）は、一般旅券の発行申請や児童扶養手当の受給申請などの各種の公的な手続において提出を求められ、申請者等の国籍や身分関係の証明に供されている。

（注1）平成11年の民法の一部改正及び成年後見登記等に関する法律の制定により、従来の禁治産・準禁治産制度は、後見・補佐制度に改められ、戸籍記載に代わる新たな公示制度として、成年後見登記制度が創設された。

#### (2) 戸籍事務の処理

戸籍に関する事務は、本来国が果たすべき役割に関するものであるが、国民生活と密接な関係があり、市区町村の行政の基礎資料ともなっていることから、第一号法定受託事務とされ、市区町村長（注2）のみがこれを管掌している（法第1条、第4条）。

法務省は処理基準を定め、法務局は助言、指示等を行う（法第3条第1項、第2項）。具体的には、法令及び法務省の発出した通達等に則り、各市区町村ごとに、戸籍の届出等の受領、その受理・不受理の審査・決定、戸籍の記載、戸籍簿・除籍簿の管理・保存、戸籍謄本等の交付などの事務を行い、市区町村において届出等の受理・不受理、戸籍の記載方法等に疑義がある場合等には、法務局に助言等を求めることとなっている。

（注2）戸籍事務は全て市町村長の名において行われるが、東京都の特別区及び政令指定都市（地方自治法第252条の19第1項）においては、区長が管掌する（法第4条）。

#### (3) 戸籍の公開（参考資料2-1、参考資料3参照）

戸籍謄本等の公開のルールとして、戸籍謄本等の交付請求ができる者について、次

のとおり明確化されている（法第10条、第10条の2）。

- ① 本人請求（(i) 戸籍に記載されている者、(ii) その配偶者 (iii) 直系親族）の場合、市区町村長は、当該請求が不当な目的によることが明らかなき限り、これを拒むことはできない。
- ② 第三者請求（(i) 自己の権利の行使等のために必要な者、(ii) 国又は地方公共団体の機関、(iii) 弁護士等）の場合、(i) の者は戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合に限り、(ii) の者は法令の定める事務を遂行するために必要がある場合に限り、(iii) の者は受任している事件又は事務に関する業務を遂行するために必要がある場合に限り、市区町村長に対し、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。

戸籍謄本等については、本籍地の市区町村のみにおいて戸籍謄本等を交付しており（法第10条、第10条の2、第12条の2、第120条）、戸籍謄本等の請求の方法としては、本籍地市区町村の窓口で請求する方法のほか、郵送による方法がある（注3）。また、法務局においては、災害時等の特別の場合にのみ、一般行政証明として戸籍の副本の記載事項証明書を発行している。なお、平成22年以降、コンビニエンスストアに設置されたキオスク端末を利用して交付請求者本人の戸籍謄本等を交付する取扱い（コンビニ交付）が一部の市区町村において開始されている。この取扱いは、平成27年4月4日現在81の市区町村において実施されている（注4）。

届出の受理・不受理の証明書については、届出をした市区町村が発行している（法第48条第1項）。

戸籍謄本等の交付の手数料の金額は、政令により標準額が規定されているが、具体的には市区町村が条例により定めることができることとされている（一例として、千代田区では戸籍謄抄本1通につき450円、除籍謄抄本1通につき750円）。

なお、手数料の納付の方法として、統一的に定めたものはないが、窓口及びコンビニエンスストアで請求する場合は現金で、郵送による請求の場合は定額小為替で納付する取扱いが一般的である。

（注3）上記の方法によるほか、オンラインによる交付請求も可能であり、平成27年6月1日現在、東京都中野区において取扱いを開始している（料金の納付方法はペイジーによる振込）。

（注4）戸籍の記載事項証明書のコンビニ交付については、住所地と本籍地が同一市区町村内にある場合に限り証明書の取得が可能となっている。

#### （4）戸籍の届出（参考資料2-2参照）

##### ア 届書等の提出

戸籍の届出は、届出人の所在地など、届出事件の本人の本籍地以外でも行うことができる（法第25条第1項、第51条第1項等。非本籍地における届出は、平成25年において、届出全体の25.90%を占める。）。また、1通の届出に本籍地の異な

る複数の届出事件の本人が存在する場合もある（婚姻届、養子縁組届等）。したがって、届出を受理した市区町村以外の市区町村において戸籍の記載を要するところがあるところ、この場合には、ウのとおり、届書をその市区町村に送付しなければならないため、届出人において当該届出により戸籍の記載を要する市区町村の数と同数（非本籍地に届け出る場合は更にもう1通）の届書を提出することが原則とされている（法第36条第1項、第2項）。しかし、実務上は、1通の届書の提出で足るものとし、市区町村長がその謄本を作成している（同条第3項）。

また、分籍及び転籍の届出について、届出人は、他の市区町村を新本籍とする場合には、戸籍謄本を届書に添付しなければならないとされている（法第100条第2項、第108条第2項）。さらに、上記以外の届出であっても、市区町村長は、届出の受理に際し、戸籍の記載等のため必要があるときは、戸籍謄本等の提出を求めることができる（規則第63条）、実務上、非本籍地に婚姻、離婚等の届出をする場合には、戸籍謄本の添付が求められている。

#### イ 届出の受理・不受理の審査の際の戸籍情報の照会

非本籍地の市区町村に届出がされた場合であっても、当該届出の受理・不受理をその市区町村において決定するため、届出事件の本人等の戸籍情報を確認する必要がある。例えばA市の戸籍窓口で、B区を本籍地とする男性とC町を本籍地とする女性の婚姻届が提出された場合には、A市において夫婦となる者の戸籍情報を確認し、重婚禁止や再婚禁止期間などの婚姻障害事由の有無を検討しなければならない。しかし、非本籍地の市区町村では届出事件の本人の戸籍情報を保有していないため、本籍地の市区町村に電話で問い合わせたり、戸籍謄本等の公用請求（戸籍法第10条の2第2項）を行うなどしてその戸籍情報を照会している。

#### ウ 戸籍の記載を要する市区町村への届書の送付

非本籍地の市区町村が届出を受理した場合などには、他に市区町村において戸籍の記載をする必要があるため、届書（謄本を含む）1通をその市区町村に送付しなければならない（規則第26条）。

### (5) 届書類の保存

届書類（届書、申請書その他の書類）は、戸籍の記載を了した後は、戸籍の滅失があった場合の再製資料として、また、民事・刑事訴訟等における証拠として利用されるほか、法務局において、市区町村から送付される届書類と戸籍の副本を対照することにより、届書類の記載内容及びこれに基づく戸籍記載の適否を判断し、過誤等のある場合には訂正を指示するなどのために利用される。また、戸籍の記載を要しない事項についての届書類（外国人のみを届出事件の本人とするものなど）は、その記載事項証明書をもって届出に係る身分行為・身分変動事実を公証する目的に利用される。

①戸籍の記載を了した届書類のうち、(a)本籍人に関するものは、市区町村から法務

局に1か月ごとに送付され、法務局において当該年度の翌年から27年保存される（規則第48条第2項、第49条）。ただし、法務局が戸籍の副本の送付又は送信を受けると、保存期間が5年を経過した届書類は廃棄できる（規則第49条の2）。したがって、磁気ディスクに記録された戸籍の場合には、戸籍に記録をした後副本データが遅滞なく送信されるため（(7)参照）、保存期間は5年となる。他方、(b)非本籍人に関する届書類は、市区町村において、当該年度の翌年から1年保存される（規則第48条第3項）。

また、②戸籍の記載を要しない届書類（外国人のみを届出事件の本人とする届出等）は、創設的届出（注5）については当該年度の翌年から50年、報告的届出については同10年保存する（規則第50条。実務上、特別永住者に関するものは「当分の間」保存する。）。

なお、いずれの場合も書面の状態での保存を前提としている。

（注5）戸籍の届出は、身分関係の発生・消滅等がすでに生じているものを戸籍に反映させるために届け出る「報告的届出」と、届出をすることにより身分関係が発生・変更・消滅する「創設的届出」とに区別されている。報告的届出に属するものとして、出生届、死亡届、裁判離婚届、裁判認知届などがあり、創設的届出に属するものとして、婚姻届、養子縁組届、協議離婚届、任意認知届などがある。

## （6）戸籍事務のコンピュータ化

戸籍事務は、平成6年の戸籍法改正により、コンピュータにより処理することが可能となった。その後、平成7年度から平成15年度までの間、コンピュータ化に必要な経費について、特別地方交付税による財政支援がされ、各市区町村がベンダー（8社）から個別に戸籍情報システムを調達して順次コンピュータ化を進めた結果、コンピュータ化した自治体の数は、平成7年時点の24庁から平成15年には1,497庁へと拡大した。平成27年4月1日現在、1,896の市区町村のうち、1,866（全体の約98.42%）の市区町村においてコンピュータ化が完了している。

なお、基本的に各市区町村のシステムはそれぞれ独立しており、市区町村間のネットワーク化がされていないため（注6）、本籍地でない市区町村で戸籍謄本等を請求することはできない。また、上記（4）のとおり、戸籍謄本等の添付がない届出がされた非本籍地の市区町村において、届出事件の本人の戸籍情報を確認する必要がある場合、本籍地の市区町村に電話で問い合わせたり、戸籍謄本等の公用請求を行うなどしてその戸籍情報を照会する必要がある。

（注6）政令指定都市の中には、市内全行政区のシステムサーバを一箇所に設置し、各区間をネットワークで接続している自治体も存在する。また、複数の自治体で一部事務組合を組織し、共同施設において戸籍情報システムを運用している場合もある。ただし、いずれの場合もデータの統合まではされていない。

## (7) 戸籍の副本

戸籍は正本と副本を設け、正本は市区町村が、バックアップの役割を担う副本は管轄法務局等が、それぞれ管理している（法第8条）。戸籍が磁気ディスクによって調製されているときは、市区町村長は、戸籍に記録をした後遅滞なく、副本データを法務局に送信しなければならない（規則第75条）。具体的には、全国2か所の法務局内に「戸籍副本データ管理センター」（法務省において調達）が設置されており、東日本の市区町村に係る副本データについては関西の管理センターに、西日本の市区町村に係る副本データについては北海道の管理センターに送信することとされ、各センターにおいて管理されている。

また、上記に加え、市区町村において、戸籍簿・除籍簿データと同一の事項の記録を備えることが義務付けられている（規則第72条第1項）。

## 2 戸籍制度に関する研究会における議論の概要（参考資料4参照）

昨年10月から開始した戸籍制度に関する研究会（以下「制度研究会」という。）は、これまで計7回開催し、次の（1）ないし（4）の検討項目について一通りの議論を行ったところであり、次回からはマイナンバー制度の導入及びシステムの一元化という方向で、制度上の問題点について、より詳細な検討を進めることとされている。

- (1) 番号制度（マイナンバー制度）導入について
- (2) 戸籍事務を処理するためのシステムを一元化すべきかについて
- (3) 戸籍記載の正確性の担保について
- (4) 新戸籍法の構成について

なお、今後、本ワーキンググループにおいて実務的・技術的な観点から検討することとなる主な論点は（1）及び（2）であることから、これらに関する制度研究会における議論の概要について、以下のとおり敷衍する（これまでの委員の主な発言を掲示）。

### (1) 番号制度（マイナンバー制度）導入について

- 戸籍の事務の効率化の面では、番号制度を導入しなくても改善できる部分はあると思うが、他の行政手続との連携となると番号制度の利用も考えなくてはならないのではないか。
- 実際のニーズがあるということは重要である。
- 市民からするとワンストップサービスが受けられることになる。これは番号がつけられているからできることである。
- 戸籍事務がマイナンバーに対応する場合は、戸籍の公開制度との関係はどうなってくるのか別途議論が必要。
- 誤字に関し、氏名の文字は個人のアイデンティティを表すものであり、勝手に

変えられることには抵抗がある方もいる。また、文字の表記から自己のルーツをたどれるのではないかという方もおり、これらの点は尊重すべきである。

- 検索のために正字を登録し、証明書には、従来、使用されていた字体で表記するのはいいアイデアである。
- 国の都合で義務化するなら、国が費用負担してもよいのではないか。
- 相続の場合、結局、全部の戸籍等の謄本を取得しないといけなくなるという点を、紐付けの範囲との関係で検討すべき。
- 戸籍の附票の扱いはどうなるのか。
- 解決すべき課題が先にあると、そのために番号制度を利用するのならよいが、番号制度を導入すればこれもできますよといった議論は本末転倒だと思う。
- 番号制度の導入の話は、現場にどのような問題があって、それをどう解決するかという点を意識していかないと、現場のニーズを満たさないのではないか。

## (2) 戸籍事務を処理するためのシステムを一元化すべきかについて

- 郵送に係るタイムラグが生じているのは問題。
- システムの統合ありきの場合について考えてみると、今は市区町村長が管掌しているが故にタイムラグやデータの変換に時間がかかる。公証の役割が市区町村に元来あったのは、紙がベースだから、実際の実務を行うためには、すぐ効率的に対応できる場所に置く必要があった。コンピュータ化されても、今のようにネットワーク化されていない状態においては一緒のことである。しかし本来、国家公務員が、自治体にいてもよく、違う組織でその職権に基づいて登録して認証して、その人しかデータにタッチできないという体制とすれば、個人情報保護できるし、効率的で管理は容易になる。今までのような分散を前提とするから問題が生じると思う。
- ある特別区では、コンビニ交付のニーズが高いものとは認識していないが、平成28年度のマイナンバー制度の開始に合わせて、その特別区では住民票のコンビニ交付を開始しようという意向をもっている。
- コンビニ交付については、共稼ぎの方にとっては便利だということで政策的に進められてきた経緯がある。
- 地方の視点から考えると、コンビニでとれるようになると、若い人だけでなく高齢者にとっても便利になるのではないか。
- 戸籍をコンビニで取得するケースは多くないのではないか。統一システムを作ると、経費が安くなる面もあるが、費用対効果を検討する必要がある。
- 夜中や夕方にも戸籍謄本をとりたいというニーズがあると思うが、戸籍について行政機関同士でデータの連携ができるようになれば、この部分は解消されるのではないか。

- 例えば、国がシステムを構築して、戸籍事務を国側で一元的に処理するというようにしたとしても、国民の側から考えると、やはり現行どおり市区町村の窓口に出向をして、そこで審査受理を行うというのがいいのではないかと。国を管掌者とする場合、市区町村の窓口をどのような位置付けにするのか。管掌者を法務大臣とした場合、市区町村長が受理する権限はどのような位置付けで考えていくのか。そのような大きな問題となると、現行法の枠組の中では処理できないので、併せて戸籍法もかなり思い切った改正をしなければならないだろう。システムの一元化と同時に戸籍の処理機関をどのように考えていくのかを大前提として議論する必要がある。
- システムが繋がれば、窓口の担当者が電話で確認したりする必要がなくなって時間短縮や効率化ができるが、本籍地の市区町村への届出の割合が約75パーセントとのことだから、管掌の仕組み全体を国に移管するほどの必要性があるのか疑問である。現行の仕組みでどこまでシステムを効率的に利用できるようにするか調整することもできるのではないかと。
- 民法の発想であれば本人が代理権を付与していれば代理人がいろいろな判断をすることもあるので、国が最終的な権限を持つことと、市区町村が一定の判断をすることについては説明が可能と思われる。
- 今の各市区町村のシステムの現状は、データの形式、文字フォントがバラバラであり、これが連携のネックとなっている。これは、市区町村の自律性が強いからであり、市区町村の職員も問題意識を持っている。
- 電子政府化を突き詰めていくと、正本や副本という概念も無くなっていくと思うが、紙媒体は残っていくのか。
- 甲案（注7）の方向で詰めていくことでよいかと思う。
- 一つのベンダーが全ての市区町村のシステムを作っていれば、乙案もあり得るが、実際はさまざまなベンダーが違ったデータ形式で、違った外字を使っている。特に戸籍は、常用漢字にない漢字が多く、字を作成したことで料金も高くなっている。このように、システム構成からフォントからあらゆる面で差異があるため、これを単純に統合してもネットワーク上でデータが動かない。
- 外字の問題は、統一システムを作る場合、その部分に関してのみ、実際に今提供しているデータに含ませることができれば、克服できるのではないかと。そうであれば、乙案（注7）も可能性があるのではないかと。

（注7）システム上の問題点を解決するための方策

甲案：戸籍事務を処理するシステムを一元化する。

甲-1案：市区町村側で共同してシステムを構築する。

甲-2案：法務省等の国側でシステムを構築する。

乙案：既存の戸籍情報システムを維持し、ネットワーク化する。

### 3 各論点に係る現状及び問題点等について

本ワーキンググループにおいては、上記2のとおり戸籍事務における番号制度の導入及び戸籍事務を処理するためのシステムの一元化（クラウド化）について、実務的・技術的な観点から検討を進めることとなるが、各論点に係る現状、問題点及び検討を要する事項については、以下のとおりである。

#### (1) 番号制度（マイナンバー制度）導入について

##### ア 現状

##### ① 各種手続における戸籍謄本等の提出

上記1（1）のとおり、戸籍制度は、人の親族的な身分関係を登録・公証することを目的とする制度であるところ、戸籍謄本等は、一般旅券の発行申請や児童扶養手当の受給申請などの各種の公的な手続において提出を求められ、申請者等の国籍や身分関係の証明に供されている。

##### ② 番号法の制定

平成25年5月に番号法が制定され、平成27年10月には個人番号の通知が、平成28年1月には個人番号の利用が開始される。

番号制度は、住民票コードを変換して得られる個人番号を利用して、行政機関や地方公共団体における効率的な情報の管理・利用及び迅速な情報の授受を可能とするものである。具体的には、行政機関等は、社会保障・税の賦課徴収・防災等の3分野に関する事務の窓口において申請があったときに、申請者から提供を受けた個人番号を利用して保有する特定個人情報ファイル（注8）内の個人情報を検索し（番号法第9条）、また、情報提供ネットワークシステムを使用して他の行政機関等から特定個人情報（注9）の提供を受けることができ（番号法第19条）、その場合には、当該個人情報と同一の内容を含む書面の提出は不要とされる（番号法第13条、第22条第2項）。

##### ③ 世界最先端IT国家創造宣言工程表の改定

平成26年6月に改定された「世界最先端IT国家創造宣言工程表」においては、個人番号の利用範囲を戸籍事務等に拡大し、その制度基盤を活用することについて検討を行うこととされた。

（注8）特定個人情報ファイル：個人番号をその内容に含む個人情報ファイル。

（注9）特定個人情報：個人番号をその内容に含む個人情報。

##### イ 番号制度導入により可能となること

- 情報提供ネットワークシステムを使用して戸籍情報を提供することで、各種手続における戸籍謄本等の提出が不要となる。
- 個人番号による検索機能を利用することで、戸籍の届出等の審査や戸籍謄本等の



交付請求の効率化を図ることができる。

- 平成29年1月に予定される情報提供等記録開示システム（マイポータル）の設置を前提に、将来的には死亡等のライフイベントに係るワンストップサービスが実現できる。

## ウ 番号制度導入に当たっての問題点・検討事項

### ① 個人情報保護

戸籍情報は、人の身分関係に関するプライバシー性の高い個人情報であり、その保護には万全を期す必要がある。戸籍事務を個人番号の利用範囲とする場合、システム上の情報管理の在り方について、セキュリティ面、技術面、コスト面から検討する必要がある。

### ② 非コンピュータ化庁、改製不適合戸籍の取扱い

番号制度は、利用範囲となる行政事務がシステム化されていることを前提とした制度設計となっている。そこで、戸籍事務を電子情報処理組織によって取り扱っていない市区町村（平成27年4月1日現在30庁（全国の約1.58%））における戸籍事務や、磁気ディスクによる記録に適合しない戸籍（改製不適合戸籍）の取扱いをどのようにすべきかについて、技術面、コスト面等から方策を検討する必要がある。（注10）

### ③ コンピュータ化庁における画像データで保存された戸籍情報の個人番号との紐付けの要否

戸籍事務を電子情報処理組織によって取り扱っている市区町村にあっても、この取扱いを開始する前の紙戸籍については、全て画像データで保存されている。このような画像データの情報であっても、相続等の際には利用されるものであるが、情報量が膨大であり、画像データという性質からも、個人番号と紐付けることに困難を伴うことが想定される。そこで、画像データの戸籍情報についても紐付けが可能か、技術面、コスト面等から検討する必要がある。

### ④ 戸籍事務の番号制度における情報提供

戸籍事務を個人番号の利用範囲とする場合、何らかの中間サーバに戸籍情報を保存し、提供することになると考えられるが、必ずしも個人に係る全ての戸籍情報を提供する必要はないと考えられる。そこで、どういった情報をどういったタイミングでどのように中間サーバに保存し、提供するかについて、実際のニーズを踏まえた上で、セキュリティ面、技術面、コスト面等から検討する必要がある。

### ⑤ 戸籍情報へのマイナンバー適用の作業手順

戸籍情報に個人番号を付番する方法として、各市区町村で行う方法、副本を利用する方法、正本の一元化後に行う方法等が考えられる。これらの方法について、技術面、コスト面等から比較検討する必要がある。また、付番作業中の転籍等による

戸籍の異動に対し、どのように対応していくのかについても、あわせて検討する必要がある。

⑥ 新システムを利用した新たな国民向けサービス等の検討

マイナンバー制度に対応する新たなシステムを利用して提供可能となるサービスについて、どのようなものが考えられるか（例えば、行政機関への申請時に戸籍謄本等の添付が不要となる等）、また、戸籍情報を利用する各機関においてどのような事務効率化が見込まれるか、これらの方策について、実務面、技術面、コスト面、効果等から検討する必要がある。

⑦ 戸籍事務等の新たな業務要件等

戸籍事務に番号制度が導入されれば、戸籍事務を行う者は、届出事件の本人の個人番号の提供を求め（番号法第14条第1項）、個人番号によって戸籍情報を検索することができ（番号法第9条）、更に戸籍事務を処理するためのシステムが一元化されれば、全国の戸籍情報を確認することが容易になることが想定されるが、番号制度導入後の戸籍事務の業務フローについて、現状と比較してどういった変更が生じるのか、それに伴いどの程度の効率化が図られるのか等について、実務面、技術面等から検証する必要がある。また、現在、紙ベースで行われている住民基本台帳法第9条第2項等の通知や帳票等の電子化の可否について、実務面、技術面、コスト面等から検討する必要がある。

⑧ 特定個人情報としての戸籍情報の保護方針

戸籍情報が高度な個人情報であることを踏まえた上で、保護方針に盛り込むべきシステム側の方策等を実務面、技術面等から検討する必要がある。

⑨ 戸籍情報の文字に関する整備の方策

戸籍情報システムに登録されている文字にない字形について、市区町村で独自に固有の外字を作成・管理しているため、市区町村間の統一的な文字の整備には至っておらず、市区町村間の連携を検討する上での障害となっている。このため、戸籍事務にマイナンバーを導入するために必要な戸籍情報の文字の整備等に係る必要な具体的作業について、実務面、技術面、コスト面等から検討する必要がある。

⑩ 最適なシステム移行の在り方

マイナンバー制度導入に対応するためのシステムの変更等の移行計画について、実務面、コスト面等から適切な計画を検討する必要がある。

⑪ 各種調査事項の検討

①から⑨までの検討の前提として必要となる各種調査について、調査事項等を検討する。

(注 10) 平成6年の戸籍法改正により、市区町村長は、戸籍事務を電子情報処理組織によって取り扱うことができることとなったが、各市区町村ごとの事情もあることから、これを義務付け

てはない（法第118条第1項）。

また、戸籍事務を電子情報処理組織によって取り扱う場合には、戸籍は、磁気ディスクに記録することをもって調製するものとされているが（法第119条第1項）、従前の紙戸籍において氏又は名が誤字で記載されている場合に、本人から、対応する正字等に改めた記録をすることを欲しない旨の申出があるときは、戸籍の改製を行わない取扱いをしている。

## （2） 戸籍事務を処理するためのシステムの一元化（クラウド化）の是非について

### ア 戸籍事務を処理するためのシステムを一元化すべきかについて

#### ① 現状

上記1（6）のとおり、各市区町村ごとに戸籍事務を処理するための「戸籍情報システム」を調達・維持（一部は地方交付税による。）している。平成27年4月1日現在、全国1,896の自治体のうち、戸籍事務をコンピュータ化しているものの数は1,866（98.42%）である。8つのベンダーがシステムを販売している（注11）。

#### ② 問題点・検討事項

約1,800ある各市区町村のシステムごとに、戸籍内の各人に対する個人番号との紐付けをすることは非効率である。また、今後も多数のシステムごとに維持費や法改正に伴う改修費が掛かることとなる上、市区町村ごとにセキュリティレベルが異なる（注12）。そこで、戸籍事務のマイナンバー制度対応のためのシステムの配置、管理及び運用形態等（従来システムの活用、新クラウドシステムの導入等）を検討し、それらを実現することが可能な複数のシステム形態や方式について、技術面、セキュリティ面、コスト面等から比較検討し、それぞれの費用対効果を検証する必要がある。

（注11）システムベンダー各社のシェアは次のとおり。

A社64%、B社15%、C社7%、D社5%、E社3%、F社3%、G社2%、H社1%

（注12）戸籍情報システムについては、戸籍情報システム標準仕様書（参考資料5参照）が定められており、基本的な機能仕様については一定程度統一が図られているが、データの方式や文字のフォント等、統一されていない部分も多い。

### イ 戸籍情報のバックアップをどのように行うかについて

#### ① 現状

上記1（7）のとおり、戸籍は正本と副本を設け、正本は市区町村が、バックアップの役割を担う副本は管轄法務局等が、それぞれ管理しており、戸籍が磁気ディスクによって調製されているときは、「戸籍副本データ管理センター」において管理されている。

また、上記に加え、市区町村において、戸籍簿・除籍簿データと同一の事項の記録を備えることが義務付けられている（規則第72条第1項）。

② 検討事項

戸籍事務を処理するためのシステムを一元化する場合には、システム管理者とバックアップ管理者を異なる者としたり、市区町村ごとにバックアップを行うことは非効率であると考えられるところ、バックアップについても一元化してシステム管理者が行うことについて、技術面、コスト面等から検討する必要がある。

4 戸籍事務へのマイナンバー制度導入のためのシステムの在り方に係る調査・研究等  
(参考資料6参照)

番号制度を導入した場合の業務・システムの在り方について、具体的なニーズの有無や、戸籍の公開制度、個人情報保護の観点から、技術面や費用対効果等の詳細を調査・研究する必要がある。このため、平成27年度から法務省が委託する専門業者による調査・研究を行うこととしており、これに係る調査事項や各種報告書等の成果物について、本ワーキンググループにおいて評価・検証することとしたい。

5 その他

上記各事項に関連して、他に戸籍システムについて検討すべき事項はないか。